十四　減税補填債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき　八九
十五　臨時税収補填債償還費	臨時税収補填のため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき　五三
十六　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十二年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき　六八

別表第二道府県の項中「一二、一七〇」を「一二、一二〇」に、「一、二一八、〇〇〇」を「一、二六二、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一二、四一〇」を「一二、五六二、〇〇〇」を「一二、五六四、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十二年度から平成三十八年度まで」を「平成二十三年度から平成六十一年度まで」に、「平成二十二年度に」を「平成二十三年度に」に、「三十三兆六千百七十二億九千五百四十万八千円（以下この項において「平成二十二年度分の借入金限度額」という。）」を「三十三兆五千百七十二億九千五百四十万八千円」に、「平成二十三年度から平成三十八年度まで」を「平成二十四年度から平成三十三年度まで」に、「平成二十二年度分の借入金限度額から」を「三十三兆五千百七十二億九千五百四十万八千円から」に、「限り」を「、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあっては二十八兆九千百七十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	控除額
平成二十四年度	千億円
平成二十五年度	千億円
平成二十六年度	二千億円
平成二十七年度	三千億円
平成二十八年度	四千億円
平成二十九年度	五千億円
平成三十年度	六千億円
平成三十一年度	七千億円
平成三十二年度	八千億円
平成三十三年度	九千億円

附則第九条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「一兆四千八百五十億円」を「一兆三千百五十億円」に改め、「、平成二十三年度にあっては第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額とし」を削り、「平成二十四年度にあっては同条の規定により算定した額に第一号から第三号まで」に、「第三号」を「第四号」に、「平成二十五年度から平成二十七年度までの各年度」を「平成二十五年度にあっては同条の規定により算定した額に第二号及び第三号に掲げる額の合算額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成二十六年度及び平成二十七年度」に、「額に第二号」を「額に第三号」に、「平成三十七年度まで」を「平成三十八年度まで」に、「第四号に」を「第五号に」に改め、「、平成三十八年度にあっては同条の規定により算定した額から同号に掲げる額を減額した額とし」を削り、「第五号」を「第六号」に改め、同条第一号中「次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める」を削り、「各年度分」を「平成二十四年度分」に、「加算する金額」を「加算する金額　八百六十七億円」に改め、同号の表を削り、同条第五号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第六項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第六項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第六項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百二十七億円
平成三十一年度	二千九百六億円
平成三十二年度	二千四百六十九億円
平成三十三年度	二千十九億円
平成三十四年度	千五百七十五億円
平成三十五年度	千百二十九億円
平成三十六年度	七百三十六億円
平成三十七年度	四百十七億円
平成三十八年度	百六十六億円

附則第九条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成二十四年度分及び平成二十五年度分の交付税の総額に加算する金額　二千百五十億円

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の二の見出し中「平成二十二年度」を「平成二十三年度から平成二十五年度までの間」に改め、同条第一項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度から平成二十五年度までの間」に、「附則第六条の二第一項」を「附則第六条の三第一項」に改める。